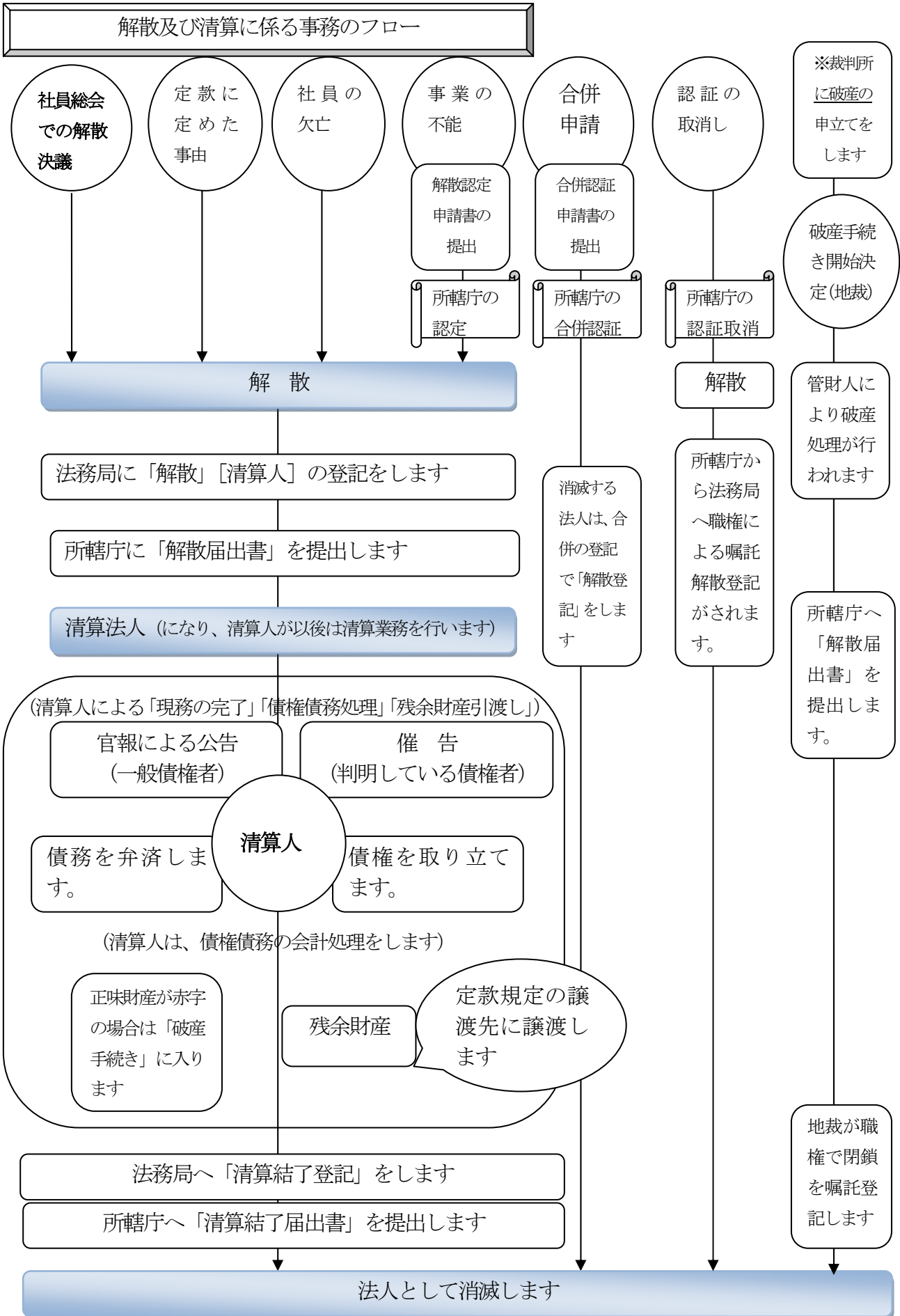


解散に関する手続



社員総会における解散の決議から清算終了までのフロー図

社員総会を開催します
①解散することを決議
②清算人を決定
③清算時に残余財産が発生すると見込まれる場合の帰属先の決定

解散は、重要な総会決議事項です。必ず総会で承認を得なければなりません。

【解散の議決条件】

定款に賛成票の割合（NPO 法上は「社員総数の3/4以上）が定めてありますので、それを超えていなければなりません。議事録にも、必ずそれをクリアしていると明記します。

議事録を作成します

法務局で「清算人」と「解散」の登記をします

・解散総会議事録 ・定款
・清算人兼任承諾書
等が必要です。

登記完了後「登記事項証明書」を交付してもらいましょう。

所轄庁に「解散届出書」を提出します

※解散時点での財産状況を把握しましょう。
解散時点での決算書、財産目録、貸借対照表を作成します。

解散届出書には
解散登記が記載された「登記事項証明書」を添付します。

官報に、解散の「公告」をします

明確な債務者には「催告」を通知します。

債権を取り立て、債務を弁済します

法人税の申告、納付も
忘れずにおきましょう。

※債権債務の清算後の財産状況を把握しましょう。
この時点での決算書、財産目録、貸借対照表を作成します。

残余財産の処分
最終的な清算で残った残余財産を、定款（又は解散総会）で決定した団体に譲渡します。

赤字である場合「破産の申立て」をします。

法務局に「清算終了登記」をします。

・清算終了報告書
・貸借対照表、財産目録 が必要です。

登記完了後「登記事項証明書」を交付してもらいましょう。

所轄庁に「清算終了届出書」を提出します。

清算終了届出書には
清算終了登記が記載された「登記事項証明書」を添付します。

税関係や事業関係で届出が必要な機関に、「解散」した旨の届出をします。（解散登記後でも可）

1. 提出書類の種類

※一般的な「総会決議による解散」の場合、提出すべき様式は(2)と(5)です。

提出書類のリスト	提出部数
解散認定申請書(様式第6号)	1部
目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面	1部

提出書類のリスト	提出部数
解散届出書(様式第7号)	1部
解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1部

(3) 清算中に清算人が就任した場合の届出書類 (清算人変更の場合のみ提出)

提出書類のリスト	提出部数
清算人就任届出書(様式第8号)	1部
当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1部

(4) 残余財産の譲渡の認証申請書類 (定款中に帰属すべき者の規定がない場合のみ使用)

提出書類のリスト	提出部数
残余財産譲渡認証申請書(様式第9号)	1部

(5) 清算が終了した場合の届出書類

出書類のリスト	提出部数
清算終了届出書(様式第10号)	1部
清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書	1部

2. 解散総会による解散～清算手続き

解散総会による解散手続き

一般的になされる解散は、「社員総会での解散決議」による解散～清算です。
その概要は、以下のとおりです。

(1) 社員総会＝解散総会を開催します

社員総会における解散の決議には、**総社員の4分の3以上の賛成**が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません（NPO法第31条の2）。

総会で決めることは、以下の事項です。

- ①法人を解散すること
- ②清算人を選定すること
- ③残余財産の帰属先を決めること（定款に具体的に団体名が記載されていない場合）

「清算人の選任」議案では、解散後の清算を行う清算人を決めます。

基本的には、何も決めない場合は理事全員が清算人になります。

解散総会で個別に決めることができますし、理事以外の者を選任することもできます。

理事全員が清算人になった時、あるいは解散総会で複数の清算人を決定した時、後述(3)の「清算人登記」は、「代表清算人」を選んで、その「代表清算人」が登記されることとなります。

清算人の権限は以下の三つです。（NPO法第31条の9）

- ①現務の結了
- ②債権の取立て・債務の弁済（この時、官報での「解散の公告」をします）
- ③残余財産の引渡し

「残余財産」議案では、定款で残余財産の帰属先を特に定めず「総会で議決したものに譲渡する」などとしていた場合は、その譲渡先を具体的に決めなければなりません。

残余財産が最終どのようになるかこの時点では不明ですので、「もし残余が発生した場合は」という想定で、帰属先を決めます。（後述するように、清算過程で公告費等の支出がありますので、最終の財産額はこの総会時点では未確定です）

帰属先は、NPO法で「他のNPO法人、国、地方自治体、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人」の範囲で選定するという制限があり、定款で、さらに条件を定めていますので、それを確認して決定することとなります。

(2) 総会議事録を作成します

解散登記をする時に提出しますので、総会で何を決定したか、議事録を作成し、議長、議事録署名人が署名・押印します。

※解散総会議事録モデルを参考にして下さい。

(3) 法務局に行って、解散と清算人就任の登記を行います

法務局に「**特定非営利活動法人解散及び清算人就任登記申請書**」を提出します。

解散と清算人就任が決まったら、**2週間以内**に登記をしなければいけません。

登記が終わったら「登記事項証明書」を発行してもらいます（有料）。

（解散登記の添付書類）

- ①解散を決めた総会議事録
- ②定款

③清算人就任承諾書

④（手続きを司法書士等に委任する場合）委任状

（③④の様式は、下記を参考にして作成して下さい）

また、従たる事務所がある場合は、その所在地でも **3週間以内**に登記する必要がありますので注意が必要です。（従たる事務所の解散登記も、主たる事務所所在地の法務局で可能になりました。ただし、この部分のみ有料になります。）

（清算人就任承諾書参考例）

就任承諾書

私は、平成〇〇年〇月〇日開催の貴法人社員総会において、貴法人の清算人に 選任されたので、その就任を承諾します。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 法務太郎 ㊞ (※)

非営利活動法人〇〇 御中

注※ 認印でも差し支えありません。

（手続きを専門家に委託する時の委任状参考例）

委任状

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

法務三郎

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

1 当法人の解散及び清算人就任の登記を申請する一切の件

1 原本還付の請求及び受領の件 (※1)

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

特定非営利活動法人〇〇

清算人 〇〇 〇〇 ㊞ (※2)

※1 原本還付の請求をする場合に記載します。

※2 当該清算人が法務局に提出している印鑑を押印します

(4) 所轄庁へ「解散届出書」を提出します

解散と清算人就任について、解散登記後NPO法人の所轄庁に **2週間以内**に届け出ます。

その他の事務所がある場合は、その所在地でも **3週間以内**に届け出る必要があります。この点は登記申請と同様に、主たる事務所所在地の法務局でその他の事務所での登記を行うことができます（有料）。

（提出書類）

- ・解散届出書（様式第7号 手引き p160）
- ・清算人就任及び解散の登記が記載された登記事項証明書

その後清算が終わるまでの間に、清算人に変更があった場合は、清算人の変更登記を終えた後に、所轄庁に「清算人就任届出書」（様式第7号 添付書類：登記事項証明書）を届出ます。以上で解散手続きが完了し、次に清算手続きに移行します。

※総会で「解散」を決めたからと言って、そこでNPO法人が消滅したわけではありません。

総会での解散決議は、NPO法人が定める事業を停止し、法人を閉鎖するための残務整理に入ることを決定したということです。つまり、清算をするための法人として残っています。

監事の役割もありますし、清算人は必要があれば総会を開くこともできます。

(監事は残ります。理事としての任務は終了しており、清算人が残務をすべて行います)。

NPO法人の廃止は、以下の「清算」作業を行い、清算の登記をして完了します。

解散年度の法人税の申告と納付を忘れないようにしましょう。

清算手続き

(1) 解散時の財産状況を調査（財産目録と貸借対照表の作成）します
まず、清算人は解散時の財産状況を調査し、**財産目録と貸借対照表を作成**します。
(この段階で債務超過が明らかになったときは、直ちに破産手続きに移行しなければなりません。)

(2) 解散の「公告」と「催告」をします
解散したNPO法人に対する債権者の権利保護のために、解散したことを知らせるため、公告が必要です。
この公告は**解散した後、遅滞なく**行わなければなりません。かつ、これは **必ず官報に掲載**してしなければなりません。
定款に、官報による公告のほか公告方法を記載している場合は、併せて実施します（どちらか一方ではありません）。
また、連絡先がわかっている債権者に対しては**個別に通知（「催告」）**する必要があります。

解散公告の官報への掲載について

解散した場合は、必ず官報にその公告を掲載しなければなりません（NPO法第31条の10第4項）。

また、この公告は、解散日から遅滞なく1回行えばよいとされています。

その内容は、「一定の期間内に」債権者はその債権がある旨について法人に申し出をすべきことであり、「一定の期間」の設定とは「2ヶ月以上であること」が定められています（NPO法第31条の10第1項）。

※官報＝法令の公布、さまざまな報告、資料等を掲載した国が発行する広報紙を言います。

官報は「国民の公告紙」とも言われ、法令の規定に基づく各種の公告が掲載されており、休日以外は毎日発行されています。

官報掲載料は、有料です。使用する行数によりその金額は決まります。

[解散公告文の例]

解散公告

当法人は、平成〇年〇月〇日に（又は「平成〇年〇月〇日開催の社員総会（又は総会）の決議により」）解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から2ヶ月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がない場合は、清算から除斥します。

平成〇年〇月〇日

事務所住所 ○○

法人名 ○○ 清算人 ○○

※なお、解散の公告文には、特にその文章に法人からの意向がない限り、あらかじめモデル文がありますので、詳しくは「官報販売所」にお問合せください。

(官報への掲載方法)

詳しくは、最寄の官報販売所に問い合わせてください。

(佐賀県官報販売所 TEL 0952-23-3722)

申し込みは、インターネット (※) で依頼します (このほかに郵送依頼等の方法もあります)。

申し込んでから2週間程度で解散公告が掲載されます。

※「全国官報販売協同組合」のホームページ (佐賀県官報販売所 HP から) も接続可能

(3) 債権を取り立て、債務を弁済します

清算人は、NPO 法人に債権があればそれを回収し、債務があればそれを支払います。

(4) 残余財産を移転

債権債務を整理して財産が残った場合は、あらかじめ決められた (あるいは解散総会で決定した) 譲渡先へそれを移転します。

(5) 清算完了の登記をする

法務局へ「**特定非営利活動法人清算終了登記申請書**」を申請します。

(添付書類「清算終了報告書」)

清算が完了したら、**2週間以内**に清算が終わった旨の登記をします。

その他の事務所がある場合は、その所在地でも **3週間以内**に登記する必要があります。しかし、この点は設立等の登記申請と同様に、主たる事務所所在地の法務局でその他の事務所での登記を行うことができます (有料)。

この報告書には、清算人の署名押印、監事の署名押印が必要です。

登記が終わったら「**登記事項証明書**」を発行してもらいます (有料)。

(6) 清算完了を所轄庁へ届け出る

NPO 法人の所轄庁に対して、清算が完了した旨の届出をします。

(提出書類)

- ・清算終了届出書 (様式第 10 号)
- ・清算終了登記が記載された登記事項証明書

解散年度の法人税の申告と納付は、解散決定をしたらすぐ行ってください。清算後に行うと、「納付すべき税金がない、どうしよう」ということになります。

(7) 税務関係の届、事業認可 (許可) を受けたところへの届出

税務署・県税事務所・市税事務所等これまで申告や減免申請書を提出していた機関に清算 (法人を廃止した) の届出を提出します。

また、法人が実施していた事業で、関係機関に許可 (認可) を受けて行っていた事業があれば、事業の廃止について必要な手続きをします。(関係機関にお問合せください)

(2) 解散後の監督

NPO 法人の解散及び清算は、裁判所が監督します。

裁判所は、所轄庁に対して、意見を求め、又は調査を囑託することができ、所轄庁は裁判所に対し、意見を述べることができます。

★ 解散Q&A ★

Q1：解散しないで、休止することはできますか？

A1：NPO法では「休止」制度がありません。

活動や事業をすべて一時的に止めることを決定するのは法人の意思ですから「自由」ですが、その場合でも、法人として存続している以上、NPO法に定められた①年1回の社員総会の開催 ②毎年度の「事業を実施しなかった」旨の事業報告書、決算書等の提出 ③任期満了時の役員改選と「役員変更届出書」の提出、④そして役員変更の登記（任期満了時の再任でも変更登記が必要）が必要です。逆に言えば、これらのことをきっちりやりながら一時事業を休止して数年後に再開するという事は可能です。しかし、これらを怠ると、提出すべき義務を怠ったとして「過料」が科せられたり、「認証取消し」になることもありますので注意してください。

Q2：総会決議による解散ではなく、理事会で解散を決めたいので、そのように定款を変更したい。

A2：理事会の決議による解散はできません。また例えば定款をそのように変えても無効です。

会議での議決要件として、普通の「賛成多数」は2分の1以上の賛成です。事業計画、予算、役員選任議案はこれに該当します。

NPO法では、特別な決議条件のある事項として「定款変更」「解散」「合併」があります。法人にとって重要事項であるために、その賛成率を普通の「賛成多数」よりアップしています。

解散の場合、NPO法31条第2項で「総社員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款で別に定めがあるときは、この限りでない」と定めています。この後段のただし書きは「法律上の原則はこの率です。しかし、各法人がそれと別の率を定めることはできます」というもので、総会決議を理事会決議に変更することまで許容しているものではありません。

よって、理事会決議による解散はできません。

Q3：私の法人は解散前にすべて会計処理して債権者はいない状態です。それでも公告を行わなくてはならないのでしょうか？

A3：公告は必ず行わなくてはなりません。また、解散の公告は必ず官報掲載による公告でなければなりません（NPO法31条の10第4項）。

この公告手続きは「債権者保護」の目的で定められているもので、解散法人の「債権者がいない」という判断で左右されるべき手続きではありません。法人側が把握していなかった債権者が存在する可能性もまったくゼロではないからです。

Q4：残余財産の帰属先（譲渡先）を決める際に、相手の了承が必要なのでしょうか？

A4：帰属先（譲渡先）を決める時に、相手の「受け取る」という事前了承は必要ありません。

一方、相手方も、譲渡先に選ばれたからといって、引き取る義務は生じません。相手方は望まなければ拒否できます。

Q5：NPO法人を解散しても任意団体として活動は継続することにしたい。そこで残余財産を、活動を引き継ぐ任意団体に譲渡したい。

A5：残余財産を任意団体に譲渡することはできません。

NPO法11条第3項で、残余財産の帰属先の制限を定めています。NPO法人、国、地方自治体、公益社団（財団）法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人です。

定款で「解散総会で選定する」趣旨の規定を定めても、この法11条第3項以外の団体を選定することはできません。